

議案第 84 号

石岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 1 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

災害援護資金貸付金償還の利便性を向上し、貸付期間内の円滑な償還を図るため。

石岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例

石岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（平成31年
石岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第15条第1項及び第3項」を「第15条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。